

安来市事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

安来市長

田中武夫

## 安来市規則第 16 号

安来市事務の専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則

安来市事務の専決及び代決に関する規則（平成 16 年安来市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 課長の部都市政策課長の款に次のように加える。

4 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 21 条第 3 項の通知に関すること。

別表第 1 課長の部用地開発課長の款を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。